

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 会計管理局管理課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況	(1) 不用備品の売却の促進について（意見17） 不用決定された備品については廃棄されているが、滋賀県財務規則は原則売却を求めることが、さらには他府県において売却事例もあることから、単に廃棄するのではなく売却を積極的に検討していくことが必要である。	今回の意見を受け、平成29年3月23日付滋賀会計第165号「不要物品の売却について（通知）」において、滋賀県財務規則第173条各項の規定に基づき、不要物品の処分における売却、廃棄の手続きについて適正に執行するよう、各所属に通知したところです。 今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底してまいります。
その他の状況	(1) 預金口座についての開設・記帳・閉鎖に関する規定について（指摘32） 滋賀県財務規則および金庫等管理要領では、預金口座の開設・閉鎖の手続きについて定めた規定が存在せず、また、通帳記帳のスケジュールについても言及されていない。 金庫等管理要領等において、預金口座の開設・記帳・閉鎖に関する規定を設け、適切な管理体制を整備すべきであるし、公金外の資金を管理する預金口座についても、たとえば口座開設については、職員親睦会などの預金口座は別として、それ以外については適切な部署に申請させるなど、預金口座の利用目的に応じたしきる規定を設けるべきである。	今回、指摘のあつた口座の開設・記帳・閉鎖については、開設に当つては真にその必要性がないものは認められないこと、また記帳については少なくとも2月、8月に必ず記帳を行うこと、さらに閉鎖については口座の必要性がなくなつた後、1か月以内に必ず閉鎖することの規定を金庫等管理要領に新たに設けることで、今後、適正な管理を行つてまいりたい。